

第7回議会改革推進会議

「政務活動費の手引」改訂案の主な変更点について

- 本改訂案は、第5回・第6回の協議内容を踏まえ、すでにインターネット公開をしている他府県のマニュアル等を参考に、昨今の政務活動費訴訟に関する判例や社会的要請等に基づいて作成したものである。

政務活動費の執行上の原則を追加 【手引2ページ中段～4ページ上段】

- 会派及び議員が用途等について説明責任を果たすためのなどの基本原則を記載。

- ①実費弁償の原則
- ②公益性の原則
- ③説明責任の原則
- ④按分の原則

※共通按分率についての考えを導入。

会派や議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）とが混在しているとの見解が一般的になってきたため、全ての政務活動費に共通按分率を適用することとし、実態による充当の場合は、明確な根拠を文書で説明できる場合とし、その文書も公開することとする。

- ⑤充当の整理時期等

※原則、現金主義とし領収書等発行日で整理する。年会費や年間購読料など、利用期間等が年度をまたぐ場合も支出した月で整理することとするが、その期間中に議員でなくなった場合は、任期を超える期間の相当額を返還とする。

政務活動費の充当が不適当な経費の具体例を追加 【4～5ページ】

- 項目に「議員活動の経費」を追加したほか、会派及び議員が行う会議に伴う昼食、夕食代等の充当禁止等、全国の議会で問題とされている具体例を追加した。

政務活動費交付制度の概要の追加・修正等 【6～7ページ】

- 議長への提出書類の追加・変更

- ①会計帳簿
- ②政務活動費を使った全ての場合の活動記録簿
(※領収書により使用目的が明らかな場合の活動報告書の作成は不要とする)
- ③支払証明書による充当を領収書が発行されない公共交通機関の運賃のみとする。
- 「透明性の確保」を「議長の調査」に改める。
- インターネット公表について記載する。

政務活動費を充てることのできる経費の範囲及び取扱いの追加・修正等

【8ページ（会派分）9ページ（議員分）】

- ガソリン代を事務費から調査研究費等、付随する活動で充当することに変更する。
- 回線使用料、プロバイダー料を広聴広報費からインターネット接続経費へ変更する。
- 不適当な経費として以下の項目を追加
 - ①自己研鑽等が目的の研修会等への参加費
 - ②県政報告会等での参加者への食事の提供（社会通念上妥当と考えられる湯茶及び茶菓に限り支出できる。）
 - ③団体活動等が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、会費等
 - ④決起大会等への参加にかかる経費

使途基準の考え方の追加・修正等

◆調査研究費【10ページ】

以下の項目等を追加

- ①ガソリン代については共通按分率を適用
- ②調査委託費については「業務委託契約書」「業務委託報告」「精算報告」を議長に提出する。
- ③配偶者・三親等以内の親族及び同一生計者を相手方とする調査委託契約経費の充当は認めない。
- ④情報収集活動費で会合に付随して飲食が伴う場合は、社会通念上許される範囲として、1人5,000円までを限度とする。（飲食費が分離できない場合に限る。）

◆広聴広報費【11ページ】

- ①名刺は事務費へ移動
- ②広聴活動について政党活動、選挙活動、後援会活動を目的とする他の活動がある場合は按分が必要と変更。
- ③広報紙の使途内容を「印刷」の他、制作委託費・デザイン・レイアウト費を追加。
- ④後援会名義での県政報告や封筒の作成に対し政務活動費を充当できないことを追加。
- ⑤政党・後援会ホームページへのリンクや議員の宣伝的要素が強い部分がある場合

は共通按分率を適用することを追加。

◆会議費【12ページ】

- ①会派・議員が行う会議と団体等が行う会議等の場合の区別を行う。
- ②「食事の提供は社会通念上妥当と考えられる湯茶及び茶菓に限り支出できる。」としたことから、会議における昼食弁当代1,500円、夜食弁当代3,000円は削除する。

◆資料作成費【12ページ】

- ①事務打ち合わせ等の資料であることを追加する。
- ②調査研究・研修・広聴広報・要請陳情活動・会議費のための資料作成は、それぞれの経費項目で計上することを追加する。

◆資料購入費【12ページ】

- ①書籍購入費について、領収書等に書籍名の記載がない場合は、表紙の写し等を添付することを追加する。
- ②同一新聞や図書等の複数部数の購入は相応した部数であることが文書で説明できる場合に限ると追加する。
- ③住宅地図には共通按分率を適用するを追加する。

◆事務所費【13ページ】

- ①「自己所有物及び生計を一にしている親族の所有物件の賃料等を認めない」を「自己所有物及び配偶者又は三親等以内の親族及び同一生計者」に変更する。
- ②「自己、配偶者又は三親等以内の親族及び同一生計者の経営する法人の所有物件の賃料等に充当しない」を追加する。
- ③事務所の賃料・光熱費は共通按分率の適用又は使用実態を文書で明確に説明できる場合は使用実態による充当に変更する。

◆事務費【14～15ページ】

- ①備品は1件当たり3万円以上の物品とし、備品台帳を整備し議長に報告するを追加する。
- ②リース車を私的活動と併用して使用する場合は共通按分率1/4を適用するを追加する。
- ③リース車を議員活動専用で使用する場合は共通按分率1/2を適用するに変更する。
- ④はがき・切手の購入は受け払い簿を整備の上、議長に報告し、年度内に使用した分を充当するを追加する。
- ⑤名刺代は事務費として1/2を限度に充当できるを追加する。

◆人件費【16ページ】

- ①雇用契約書、源泉徴収票など税務署への申告書類、社会保険・雇用保険の関係書

類、賃金台帳等を議長へ提出するに変更する。

- ②親族雇用について「生計を一にする親族は雇用できない」としていたものを「配偶者、三親等以内の親族及び同一生計者」「自己、配偶者、三親等以内の親族が経営する法人職員への人件費」を政務活動費に充当することを自粛するに変更する。

- ③人件費は共通按分率 1 / 2 を適用又は賃金台帳等により雇用実態を文書で明確にできる場合は活動実態による充当と変更する。

選挙期間中の政務活動費の充当基準の追加・修正等【17ページ】

- 任期終了間際の備品購入は「控えた方がよい」を「充当できない」と変更。
- 選挙期間直前・期間中の広報紙の発行は、政務活動費への充当を自粛するを追加する。
- 選挙活動のために行うホームページの作成・変更等に要する経費、選挙後の選挙運動部分の削除等の経費に政務活動を充当しないを追加する。

政務活動費交付手続きの追加【18ページ】

- 交付を辞退する場合の議長への届出等を追加する。

会計帳簿等調製及び証拠書類の整理・保管の追加・修正【19～21ページ】

- 会計帳簿について、具体的な内容・使途欄を詳細に記載し、会計帳簿だけで説明責任が果たされるようにとの文言を追加。
- 会計帳簿の様式（番号の付け方・按分率欄等）の修正。
- 海外・県外視察用のみの活動記録簿に「県内視察」「業務委託」「意見交換会」「会議」「研修参加」「会議・研修会開催」「広報紙発行」「年会費負担」を追加。
- 領収書添付用紙の修正。
- 支払証明書利用を領収書が発行されない路線バス等に限定。

収支報告書の提出の追加・変更【22ページ】

- 新たに議長に提出し公開することとなる書類等の追加。
 - ①会計帳簿②各種契約書③活動記録簿（県内視察、業務委託、会議等参加費、会議等開催費、広報紙発行、年会費負担）④事務所状況報告書⑤職員雇用状況報告書⑥備品台帳⑦切手受払簿

- 領収書添付用紙には領収書原本を貼って議長に提出し、チェックを行う。
- 収支報告書の支出総額は収入総額を超えないこととする。
- 4月～9月分の関係書類等を10月末までに事務局に提出し、上半期分のチェックを行うこととする。

提出書類のマスクングの追加【23～24ページ】

- 不開示情報とする具体例の追加。
(議員の通帳残高及び政務活動費に充当した経費以外の支出に係る掲載部分やクレジット利用明細の政務活動に充当した経費以外の記載部分等)

検査等の追加・変更【26～27ページ】

- 調査は収支報告書が提出された際、事務局が会計帳簿との突合など基本的な事項について確認を行うとしていたものに加え、第三者機関による検査を追加する。(第三者機関による検査は疑義が出た提出書類の検査とともに、必要に応じて対面調査を実施する。)
- 判断が困難なケースについては、各派連絡会で協議するとしていたものを第三者機関に助言・意見を求め、その結果を会派・議員に報告するとともに結果を適宜各派連絡会へ報告し周知を図るに変更する。

閲覧の追加・変更【28～29ページ】

- 閲覧書類の追加
- インターネット公表の追加(公表日は閲覧開始日の翌日から30日以内とする。図書室での閲覧開始が7月1日の場合、8月1日からのインターネット公表となる。)
- インターネット公表は奈良県議会ホームページにおいて行う。

その他の変更

- 領収書添付様式の変更 【資料3の1～3ページ】
 - ①領収書は1枚の添付②縮小はしない③按分率、政務活動費充当額の記入④備考欄に按分率の説明を記入
- 会計帳簿の様式の変更 【資料3の4ページ】
 - ①領収書整理番号は月単位で1から付加②具体的な内容・用途を記入する③按分率と政務活動費充当額の欄を挿入

■支払証明書の様式の変更 【資料3の5～6ページ】

- ①領収書扱いとして領収書整理番号と同様に番号を付加②按分率と政務活動費充当額の挿入③具体的な内容及び使途を記入する

■収支報告書の変更 【資料3の7～9ページ】

- ①支出額合計は収入額合計を超えないこととする②備考欄の名称を主たる支出の内訳に変更する

【参考】 条例の改正等について

条例改正：政務活動の適正使用と使途の明確化を会派と議員に義務付け、不適切な収支報告書の是正勧告・命令の権限を議長に与える。第三者機関を設置する。
議長に提出する書類等の変更・辞退の場合の取り扱い 等

- ・ 規程改正：様式の改正、議長が別に定める書類の改正、インターネット公開日の追加、辞退届等、様式の追加
- ・ 要綱改正：領収書等閲覧記録簿の様式の追加 等